

平成22年国勢調査関係者会議について

第1回：マンション関係団体の開催状況

1 日 時 平成19年10月31日（水）15時00分～17時10分

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

マンション関係団体：(財)日本賃貸住宅管理協会、(財)マンション管理センター、(社)高層住宅管理業協会、(社)全国住宅供給公社等連合会、(社)全国宅地建物取引業協会連合会、(社)全国賃貸住宅経営協会、(社)全日本不動産協会、(社)日本住宅建設産業協会、(社)不動産協会、(社)不動産流通経営協会、(独)都市再生機構

関係行政機関：内閣府、国土交通省

総務省：統計局長、国勢統計課長、国勢統計課調査官

4 議 題

(1) 国勢調査の意義について

(2) 国勢調査の実施状況及び今後の取組について

(3) 国勢調査と新統計法について

(4) 国勢調査と個人情報保護法について

(5) その他

5 配布資料

資料1 国勢調査の意義について

資料2 国勢調査の実施状況及び今後の取組について

資料3 国勢調査と新統計法について

資料4 国勢調査と個人情報保護法について

参考1 平成22年国勢調査関係者会議について

参考2 平成22年国勢調査関係者会議の事前説明時に聴取した内容

6 議事の概要

国勢調査について、資料に基づき事務局等から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

このような場を通じ、共通認識を醸成することが重要である。

関係者会議に参加する民間団体について質問があり、教育関係、企業関係など幅広い分野の団体等の参加を得て、分野別に開催していく予定との説明があった。

調査員の選定方法について質問があり、前回国勢調査では、登録調査員、自治会や町内会からの推薦、公募等により、全国で約83万人の調査員を配置しているが、マンション居住世帯に対する適切な調査員の配置が課題と考えているとの説明があった。

国勢調査を装った事例について質問があり、前回調査における調査票の詐取事件などを踏まえ、新統計法にいわゆるかたり調査に対する罰則規定が設けられたこと、また、個人情報保護法が施行される以前から、統計法で個人情報の保護が厳格に規定されていることの説明があった。

第2回以降の開催予定

第2回：大学・外国人関係団体（平成19年12月25日（火））

平成20年2月～ 経済界・企業関係団体、教育関係団体、地方自治体関係団体